

平成27年 第18回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年11月26日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年11月26日

## 東京都教育委員会第18回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第291号議案

平成27年度東京都公立学校長等任用審査について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 「SNS東京ルール」の策定について
- (2) 「都立高校改革推進計画・新実施計画(案)」の骨子について
- (3) 都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会の最終報告について
- (4) 「東京都発達障害教育推進計画(案)」の骨子について
- (5) 立川学園特別支援学校(仮称)の開校予定年度の変更について

教育長	中井敬三
委員	木村孟
委員	乙武洋匡
委員	山口香
委員	遠藤勝裕
委員	宮崎緑

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中井敬三
次長	松山英幸
教育監	金子一彦
総務部長	堤雅史
都立学校教育部長	早川剛生
地域教育支援部長	粉川貴司
指導部長	伊東哲
人事部長	江藤巧
福利厚生部長	太田誠一
教育政策担当部長	安部典子
教育改革推進担当部長	出張吉訓
特別支援教育推進担当部長	松川桂子
指導推進担当部長	鯨岡廣隆
人事企画担当部長	鈴木正一
（書記） 総務部教育政策課長	岡部渉

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第18回定例会を開会します。

本日は、NHK外11社、個人は19名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHK外3社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、宮崎委員にお願いします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回10月22日開催の第16回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第16回定例会の議事録については、承認いただきました。

前回11月12日開催の第17回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第291号議案については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

## 報 告

### (1) 「SNS東京ルール」の策定について

【教育長】 報告事項(1)、「SNS東京ルール」の策定についての説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告資料(1)「『SNS東京ルール』の策定について」を御覧ください。都教育委員会は、知事が定めた東京都教育施策大綱の具体策の一つとして、子供たちが、いじめなどのトラブルや犯罪に巻き込まれないようにしていくとともに、学習への悪影響を防ぐため、SNSを利用する際のルールを策定することとしました。あわせて、学校や区市町村教育委員会と連携し、児童・生徒の発達段階に応じたSNSなどを有効に活用し、情報社会をよりよく生き抜く力を身に付けるための力を育てる指導を強力に推進したいと考えています。

「2 現状」を御覧ください。こうした策定の背景として、現在、子供たちをめぐるスマートフォンや携帯電話等の現状は、小学生でもほとんどの児童がSNSを利用可能な状況にあります。スマートフォンを使う割合は小学生は少ないのですが、保護者のスマートフォンを使って「(1) スマートフォン・携帯電話の利用率」の表のように利用されています。

「(2) ネット利用に関するルールづくりの状況」を御覧いただきますと、「家庭等でルールを決めているか」に対して、「決めていない」が小学校では46.2パーセント、中学校、高校ではほとんどが「決めていない」です。児童・生徒は、ルールがない中でインターネットを利用している状況です。また、「SNSの利用時間について」は、SNSを一日当たり3時間以上利用する割合として、小学校で12パーセント、中学

校で19.3パーセント、高校で26.7パーセントという割合です。また、午後10時以降も利用している割合はかなり高くなっており、年齢が上がると午後10時以降までSNSを利用しています。

「（３）SNSによるトラブルの状況」を御覧ください。高校で高くなっていますが、年齢が上がるにつれてトラブルが増加しています。

「（４）コミュニティサイト等で被害を受けた児童・生徒の状況」を御覧ください。年を追うごとにスマートフォンによる被害を受けた児童・生徒の割合が増えてきます。紫色の折れ線は、ほとんどがフィルタリングがない中で使用していることを表しています。

「（５）スマートフォン等の使用時間と学力の関係」は「全国学力・学習状況調査（中学校）」の正答率との関連ですが、スマートフォンを長時間使用している生徒の正答率が低くなっています。

２ページの「３ 情報機器の長時間使用による健康被害」を御覧ください。情報機器の使用と睡眠の関係を見ると、携帯電話やスマートフォンを使う児童・生徒ほど就寝時刻が遅くなっている傾向があります。また、スマートフォンやパソコンの画面から出ているブルーライトが、睡眠に影響があることが明らかになっているという学説もあります。さらに、インターネット等の長時間利用によって「目が悪くなった」、「寝不足になった」など、健康面への影響も考えなければいけない。こうしたものが健康被害の状況です。

「４ 諸外国の状況」です。フランス、韓国、イギリス、ドイツ、イタリア、インドネシア、シンガポールの国々の状況を例示的に記載してあります。各国とも、法律や自主的な規制などによってルールがあり、こうしたルールで青少年のインターネットの利用を規制しています。

「５ インターネット利用のルール」は、東京都や関連機関でルールがどのように決められてきたのかについてです。平成20年には、東京都教育委員会において、「子供の携帯電話利用についてのアピール」を既に実施しています。また、昨年2月には、青少年問題協議会から「緊急メッセージ」が出ています。国からは、「ネットの危険からお子様を守るため、保護者ができること」という啓発資料が配布されています。

こうしたルール作りの状況として、(2)の「ルールを定めている割合の推移」のグラフを御覧いただきますと、実際には、こうした呼び掛けはありましたが、家庭や学校などでの実際のルールがあまり決められていません。高校生の状況として、「利用時間のルールを決めている高校生」は9.7パーセントで、そのうち利用時間のルールを実際に守っている高校生が60パーセント弱です。

こうしたことから、ルール作りへの意識をもっと付けていかなければいけないというところで、ルールの必要性とルール作りの視点、方法等を周知していくことが重要であると考えています。

3ページを御覧ください。こうしたことから、東京都教育委員会としては、「6 SNS利用に必要なルール」に記載してあるような、1から5までの「SNS東京ルール」を定めたいと考えています。「一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。」ということで、これらは呼び掛け的な言い方になっています。「自宅でスマホを使わない日をつくろう。」や、フィルタリングがなかなか付けられていませんので、「必ずフィルタリングを付けて利用しよう。」、「自分や他者の個人情報を書き込まないようにしよう。」、メールやLINEなどで文章を作成したらすぐに送信しないで、「送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。」、こうしたことを呼び掛けたいと考えています。

こうしたルールを踏まえ、学校や家庭でも、教員の指導の下に児童・生徒同士が話し合っただけでルールを作る、保護者や子供が話し合っただけでルールを作る。こうしたことをトータルで「SNS東京ルール」として呼び掛けていきたいと考えています。

もう一つセットで、「7 SNS利用に向けた学校の指導」に記載してあるように、東京都教育委員会としては、今まで学校においてこうした情報モラルやスマートフォンや携帯電話の使い方について、きちんとしたカリキュラムがなかったことで、児童・生徒が身に付ける力を想定してカリキュラムのモデルを提示したり、あるいは、児童・生徒が使える、特に発達段階に合わせて補助教材を作成していきたいと考えております。

既に、特色ある取組として、例えば高校生が小・中学校に出前講座をしたり、中学生同士によるサミットで話し合ったりするなどのことが行われていますので、SNS利用に向けた学校への指導も併せて実施してまいりたいと考えています。こうした取組

を通して、豊かな人間関係の構築と情報社会を生き抜く資質・能力を向上させていく取組を進めていきたいと思っています。

最後に、「8 今後のスケジュール」です。本日、こうした形で「SNS東京ルール」を報告させていただきましたので、今後、12月に全校への説明会を実施したいと考えています。そして、年明けには、学校でルールの検討をお願いして、新年度からは家庭でもルールの検討をしていただくような取組を進めていきたいと思っています。また、早急に補助教材を作成し、新年度からは補助教材を全ての児童・生徒に配布できるようにします。こうした取組を通して、児童・生徒に情報モラルを身に付けさせる取組を進めていきたいと考えています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

**【教育長】** 本件について、御質問、御意見がございますか。

**【乙武委員】** この件に関しては、これまでも何度か話し合ってきましたが、私は、「ルール」という名称がなじまないのではないかと考えています。報告資料（1）の2ページの各国の取組についても、学校内での使い方を定めたものか、インターネットのサービス提供側にルールを課したもののどちらかであって、家庭での使い方に対して行政がルールを設ける例はありませんし、そういうことが可能なのか、すべきことなのかということに対して、私はどうしても疑問を感じてしまいます。これが、例えばマナーなど、内容はそのようになっていますので、こうしましょうという呼び掛けであればいいですし、タイトルを「ルール」としてしまうと、ルールというものは規則ですから、家庭での過ごし方に行政が規則を設けるのはいかなものかという思いを拭い去ることができません。

また、こうした取組は、これまでいろいろな自治体で行われてきていますし、早いところでは一昨年くらいから実施されています。東京都という、これまで様々な課題に対して先進的な取組をしてきた自治体が、今更感が拭えないという気がします。それは、この問題に取り組むのが今更ということではなくて、この手法を用いることに今更感があります。さすが東京都と思われるような取組をもう少し工夫できたのではないかという気がします。

例えば、3ページの7の「③特色ある取組成果の普及」のところで、「中学生によ

る『情報モラルサミット』」なども記載されていますが、ある意味、これを「特色ない取組」にすればいいのではないかと思います。つまり、東京都内の中学校では全校でこういう取組をして、自分たちでルールを決める方が、「東京都としてはこういう取組を進めていきます」ということで強いインパクトもあるし、周知徹底できるのではないかと考えました。

実際にこうしたルールを定めたところで、これを家庭の中でどのように運用させていくのか、ルールを守ってもらうのか、その辺りも根拠が薄いのかなど、実効性の面からも疑問を感じてしまいました。

【遠藤委員】 乙武委員の御意見は本当にそのとおりだと思います。しかし、この問題を考える上で、一方で、特に子供たちの将来を考えた場合、児童・生徒の情報リテラシーの向上という問題を避けて通れないと思います。したがって、こういうルール作りと情報リテラシーの向上は相反関係にあるので、リテラシーの向上を目指しながら、一方でこういうルールを決めざるを得ないのではないのでしょうか。こういうルールを作らざるを得ないという、今、るる御説明いただいた客観情勢があり、子供たちの将来を考えると非常に重いと思います。

私はこれを事前に頂いたので、自分が子供の頃、高校生の頃はどうだったのかと考え、古い書棚を見て、慶應大学の池田潔先生の『自由と規律』（岩波新書）を読み直してみました。そこには、自由を得るためにはルールをしっかり守らなければいけないと書かれていました。ですから、御紹介いただいた例の中に韓国の事例がありましたが、こういうリテラシー向上のために、IT機器を使用する自由を守るために法律で禁止される事態になっては絶対にいけません。表現の自由を守るために、私ども自らがルールを決めてきちんと正しい使い方をしていくことが、逆に、これが野放図に広がって、例えば児童・生徒の健康や学力の低下が行き過ぎていくと、結果として法律で禁止することになり、せっかく得た自由を禁止されることを招来しかねません。そうすると、一定のルールというか、こうしようということを決めておくことは必要なのではないかと思います。

しかし、ルールにするのがいいのか、指針がいいのか、言葉の問題についてはいろいろ御議論があらうかと思いますが、こういう内容を、こういうスケジュール感で教

育委員会としてきちんと方向性を示していくことについては、私は、結構なことだと思っています。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【木村委員】 この前も申し上げましたが、IT機器を使いすぎることによる障害についての医学的あるいは諸種の研究から得られたエビデンスを出してほしいとお願いしてありましたが、今回幾つか出していただきました。ありがとうございます。ただ、外国の例は、これだけでは実態がよく分かりませんね。

次に質問です。2ページの5の(2)に「ルールづくりの状況」ということで、「ルールを定めている割合の推移」の折れ線グラフがありますね。まず、どういうデータの取り方をしたのか教えてください。

それと、この折れ線グラフが、「家庭・学校・友人等」と書いてありまして、右側に高校生についてのパーセンテージが示してありますが、これとどういう相関関係がありますか。

どうして平成26年にルールを定めている割合が急激に落ちたのか、その理由は分かっているのか、その辺も含めてお答えいただきたいと思います。

【情報教育・安全教育担当主任指導主事】 まず、調査については、毎年、実態調査を実施しています。全校から2パーセントの児童・生徒を抽出し、アンケート形式で回答を頂いています。その中で、児童・生徒に、学校又は家庭において、ネット利用に関わるルールがありますかという質問に答えた結果が折れ線グラフとなっています。

なぜ平成26年度に下がったかについては、大変恐縮ですが、そこまで分析しきれていませんが、毎年減少傾向にあるということと言えます。

【木村委員】 2パーセントについてのサンプル調査ですが、全数はどのくらいになりますか。

【情報教育・安全教育担当主任指導主事】 小・中・高校を合計して1万8,612人です。

【木村委員】 分かりました。

「家庭・学校・友人等」ということは、家庭についてアンケートを実施したわけで

はないのですね。

【指導企画課長】 それぞれ家庭や学校でということになります。ですから、家庭だけというアンケートではありません。

【木村委員】 アンケートの対象は児童・生徒ですね。

【指導企画課長】 保護者にもアンケートしています。

【木村委員】 グラフで見ると、高校生は緑色の線で、右端に11.4パーセントと出ている、グラフの右側には9.7パーセントとなっていて、数字が違ってきますね。

【情報教育・安全教育担当主任指導主事】 アンケートの、「何かしらのルールがありますか」という設問に対して「あります」と答えたのが約11パーセントで、ルールの項目の中で「利用時間を定めていますか」という設問に対する答えが9.7パーセントということです。

【木村委員】 分かりました。

こういう統計をとると、なぜ平成26年は前2年と比べてこんなに減ったのかという疑問を持ちます。皆さんもそうだと思います。その辺の分析をしないと、さらに物事を前向きに進めていくことはなかなか難しいのではないかと思います。その辺はよろしくをお願いします。

ルール作りについては確かに、「ルール」というのは少しきついような感じがしますが、私も遠藤委員と同じ意見です。年齢のせいもあるのかもしれませんが、そういう環境で育ってきたからかもしれませんが、「ルール」ということでメッセージを発することは悪いことではないのではないかと思います。私の意見の方向は、遠藤委員と大体同じ方向です。

【山口委員】 私も「ルール」とすることに違和感を覚えたところもあるのですが、ここは、児童・生徒にどのように伝えていくかということ、教材作成も含めて考えていただきたいと思います。この報告によると、児童・生徒や学校・家庭でルールが決められているのではなくて、自分でルールを作りなさいという提言ですね。そのところを児童・生徒によく話していただくことが必要だと思います。上から、こうしなさいということではなくて、自分たちで考えてルールを作りなさいというこの説明が大事だと思います。

後は、先ほど遠藤委員から「リテラシー」という言葉がありました。今、子供たちが置かれている環境で、将来に傷を残すとは言いませんが、子供の頃というのは失敗をしてもいい年齢だと思っています。私も若い頃はいろいろと恥ずかしい思いもしてきましたが、それが記録として残っているだろうか考えると、写真など一部あるかもしれませんが、そうしたことは、記憶にはあっても、物や物理的なものとしては残っていないと思います。

しかし、SNSなどを利用すると、若い人たちも不用意に発信した映像などが将来にわたって、いろいろなキャリアを重ねる中で、自分が思わぬところで不利益を被る可能性があります。今はそうしたことは感じないかもしれないけれども、そうしたことをきちんと子供たちにも分かる言葉で、教材で伝えていくということではないかと思っています。それが、今の時代を生きていく子供たちには大変重要なことですが、まだ気付いていません。

もう一つは、私自身もそうですが、子供は大人のかがみといますか、そうした面もありますので、こうしたことは保護者にも考えてほしいと思います。自分たちはどう使っているか、自分たちが子供たちにどういうお手本を示しているかというように、相互作用で、日本全体が今こうした問題を抱えていることも事実ですから、子供だけではなく大人にも発信できる何かにつながっていけばと考えています。

【宮崎委員】      メリット・デメリットについては、それぞれの委員の皆さんがおっしゃったとおりで、権利を行使するためには義務を全うする必要があるったり、自由を自らがおう歌しようとするれば他人の自由を踏みにじってはいけないなど、そういうことを勉強する上でも、一つの題材にはなるのではないかと思います。

正に、個人のメディアが手段として発達してしまったために、それを使いこなすすべが成熟する前に、手段が先に行っているわけです。それが生む結果について、実は意外に知らないで使ってしまう現実が実際にあるわけですから、その部分についての気付きという意味でも、こういう取組は一つの効果を発揮することを期待したいと思っています。

乙武委員がおっしゃったように、時期として、何を今更ということは確かにあって、もっと早く対応すべきだったと思います。凄惨ないじめ、それに基づく自殺などが実

例として起きてしまっているわけですから、それが起こる前に実施すべきだったと思いますが、遅くても、対応しないよりは対応した方がいいのではないかと思います。このルールには今は罰則が付いていないので、こういうことを発信することによって、これを基に議論が深まっていく、あるいは、これまでは気付かなかったことに気が付く機会を与えるという意味で効果が上がれば、ある種の抑止力として意味があるのではないかと思います。政策としてこういうことを打ち出していくことが、場合によっては一人一人の児童・生徒を救える手段になるかもしれないということで、私は、むしろ「東京ルール」とうたって、議論を大いに呼び起こす効果を含めて実施してみる価値があるのではないかと思います。

【教育長】 各委員からそれぞれ御意見を頂きました。先ほど事務局から説明がありました。あえて補足的に私から申し上げさせていただきます。

まず、「ルール」という表現については、「SNS東京ルール」の五つの事項のとおり、内容的には呼び掛けです。肝心なことは、学校内でどのようなルールを作るか、そして、家庭の中でどういうルールを作るかということです。いずれも、児童・生徒同士が話し合いをしてルールを決めていくものです。保護者と子供が話し合いをしてルールを作っていくことを重視しています。そのプロセス全体を呼称するものとして「SNS東京ルール」という形にさせていただいております。上から強制するのではなく、当事者同士が話し合うことに力点を置いていることに、是非、着目していただければと思います。

これから、東京都教育委員会として、各学校、家庭にも呼び掛けていく上でも、そのことに力点を置いて呼び掛けていきたいと考えております。

この取組は、東京都教育委員会においても平成20年に通知を出していますが、持続的に、そして、当事者が正に当事者となって、自分たちでルールを作る、これを根気よく行うことが大事であると思っていますので、試行錯誤しながら、継続的に粘り強くこの取組を進めていきたいと考えています。

よろしければ、これは報告事項ですので、本件については報告として承らせていただきたいと思っております。

(2) 「都立高校改革推進計画・新実施計画（案）」の骨子について

【教育長】 報告事項（2）、「都立高校改革推進計画・新実施計画（案）」の骨子について、報告事項（3）都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会の最終報告について、関連する内容ですのでまとめて説明を、教育改革推進担当部長、お願いします。

【教育改革推進担当部長】 報告資料（2）を御覧ください。1ページの「1 都立高校改革の経緯」に記載してありますように、現在、平成24年度から27年度までの4年間で第一次実施計画を策定しています。今年度が最終年度で、次の第二次実施計画を策定する時期になります。

「2 都立高校改革推進計画の一部改訂及び新実施計画の策定の必要性」を御覧ください。この間、学習指導要領の改訂に向けた検討、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催決定、24日に発表された東京都教育施策大綱の策定など、都立高校を取り巻く動向が大きく変化しています。こうした変化に伴う新たな課題に正面から向き合いまして、より良い都立高校を目指していくためには、中長期的な視点に立ち、これまでの枠組みにとらわれない広範な取組が必要になっていることから、現在の都立高校改革推進計画を一部改正し、第一次実施計画に引き続く第二次実施計画としてではなく、「新実施計画」として策定することとしました。

「3 都立高校改革推進計画（一部改訂）及び新実施計画の基本的な考え方」を御覧ください。この推進計画の目的は、これまでと同様、都立高校が生徒を真に社会人として自立した人間に育成することとしており、この目的を具現化する目標を三つの観点で整理しています。1点目が目標Ⅰの「教育内容」です。2点目が目標Ⅱの「学校設置・課程改善等」です。3点目が目標Ⅲの「教育諸条件」。この三つの観点から設定させていただいております。

「4 計画策定スケジュール」ですが、本日骨子を公表しまして、都民から広く御意見を頂戴した上で、平成28年2月中旬には、「都立高校改革推進計画・新実施計画」として策定・公表してまいりたいと考えています。

冊子の資料「都立高校改革推進計画・新実施計画（案）の骨子」の5ページに施策

体系を記載してありますので、御覧ください。申し上げました三つの目標と具体的な15の目標、42の取組の方向性・施策を掲げています。本日は、この中から取組の方向の主なものについて説明します。

報告資料（2）にお戻りいただき、2ページを御覧ください。まず、目標Ⅰの「教育内容」についてです。1番目に、「社会的自立に必要となる『知』『徳』『体』の育成」のうち「知」の部分です。義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対応するため、外部人材の活用による学び直しのための学習環境を充実していきたいと考えています。また、科学技術立国日本を支える人材の素地を育成するため、「理数イノベーション校」の充実、「理数アカデミー（仮称）」の取組、医学部等を進学希望する生徒による「チーム」の結成など、理数教育にも力を入れてまいりたいと考えます。次に「徳」の部分ですが、道德教育とキャリア教育の一体化を図った新教科「人間と社会」を開発し、来年度から全都立高校で実施してまいります。「体」の部分では、スポーツ特別強化校に指定された学校において、複数の運動部活動が全国大会や関東大会へ出場することを目標として競技力の向上を図ってまいります。

さらに、「グローバル人材の育成」として、英語の4技能のうち、「聞く」「話す」を特に強化した指導を展開する英語教育推進校（仮称）の指定を考えています。

「オリンピック・パラリンピック教育の推進」では、学習読本等の教材を活用して、オリンピック・パラリンピックの理解を深める学習を推進するとともに、多くの生徒がスポーツ大会などにボランティアとして関わるような取組を促進してまいりたいと考えています。さらに、障害者スポーツの体験をするなど、パラリンピックや障害者スポーツへの関心を高め、障害がある人への理解を促進してまいります。

「社会的・職業的自立意識の醸成」では、防災ブック「東京防災」と連係した防災ノートを活用し、学校と家庭が一体となって取組を推進できるようにしたいと考えています。

次に、目標Ⅱ「学校設置・課程改善等」です。「国際色豊かな学校の拡充」として、日本人としての自覚と誇りを持ち、世界に通用する人材を育成していくために、1点目として、都心部での新国際高校（仮称）の設置を検討していきます。また、既存の中高一貫教育校における学習内容の充実を図るとともに、既存の中高一貫教育校の1

校に附属小学校を設置して、国際色豊かな環境を実現したいと考えています。この小中高一貫教育校の設置については、報告資料（３）の都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会の最終報告を受けて、今回、新実施計画に位置付けたものです。後ほど説明させていただきます。

次に、「専門高校の改善」では、都立六郷工科高等学校で成果を上げているデュアルシステム科を新たに都立葛西工業高等学校と都立多摩工業高等学校に設置し、東京のものづくりを支える人材を企業と連携して育成したいと考えています。また、これからの少子高齢化社会を支える人材の素地を育成するため、北区にある都立赤羽商業高等学校を改編し、家庭・福祉高校（仮称）を設置します。

「定時制課程の改善」では、不登校生徒などを受け入れているチャレンジスクールについて、足立区の都立荒川商業高等学校の改編により設置するとともに、多摩地区には今まで一校もありませんでしたので、初めて設置したいと考えており、立川の多摩教育センターの敷地を利用して新設し、チャレンジスクールの規模拡大を図り、適正な規模と配置を実現したいと考えています。これらの規模拡大と並行して、近隣の夜間定時制課程を閉課程し、全日制・定時制併置校が抱える様々な制約を解消します。

目標Ⅲ「教育諸条件」では、「組織的な学校経営の強化」として、校内で中心となって連絡・調整等を担う教員の指定などを行い、学校サポートチームとの連携を強化して、迅速かつ適切に生徒の問題に対応できる体制作りを推進します。

また、「課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実」では、スクールソーシャルワーカー等による「自立支援チーム（仮称）」を創設し、中途退学の未然防止の取組や中途退学者への切れ目のない支援などを実施していきたいと考えています。

３ページを御覧ください。ここでは、２ページの目標Ⅱで説明した学校設置等について、新配置計画と学科の改編・学校の指定を一覧表にして、具体的な対象校などをまとめました。

報告（２）については、以上です。

報告（３）「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会の最終報告について」を説明します。

都立小中高一貫教育校については、平成25年４月に検討委員会を設置し、同年８月

に中間まとめを公表した後、残された課題や指摘された意見について、更に検討を重ねてまいりました。その間、東京都長期ビジョンが策定されるなど、検討を取り巻く情勢の変化もありまして、それらも踏まえて検討し、議論を取りまとめました。本日は、その検討結果について報告します。

報告資料（３）の１ページ、左側に「小中高一貫教育の概要」について記載してあります。まず、現行の学校制度下における主な教育課題を整理し、その上で、小中高一貫教育の意義を明らかにしました。小中高一貫教育の意義としては、小中一貫教育と中高一貫教育の双方の良さが活用できることを挙げ、また、小中高一貫教育の良さとして、12年間一貫した教育課程の編成や実施ができること、小・中・高校という校種の枠を越え、児童・生徒の発達等に応じた指導体制や指導方法が実践できることなどがあると整理しています。

さらに、東京都が小中高一貫教育を行う意義として、一貫教育を生かした、一層効果的な人材育成や公立学校の新たな教育モデルを発信することにより、東京都の教育全体の充実を図ることができることなどを挙げています。

報告資料（３）の１ページ、右側を御覧ください。一方、小中高一貫教育には様々な課題があり、それに対応していく必要があります。例えば、人間関係の固定化などの課題が指摘されますが、他学年の児童・生徒との交流を活発に行うことによって対応可能であると整理しています。指摘された他の課題等についても整理するとともに、以下の設置形態の制約や小学校への入学者決定の在り方、12年間の中途段階における進学・募集の考え方、教職員の配置等に係る留意点について整理しています。

報告資料（３）の２ページを御覧ください。この資料は、１ページに示した小中高一貫教育の意義や課題を踏まえて、東京都が目指す小中高一貫教育校の構想について整理したものです。グローバル化が急速に進展する中、世界において我が国の存在感が低下しており、世界を舞台に活躍できる人材の育成が求められています。東京都としても、東京都長期ビジョンにおいて、グローバル人材育成に重点を置くことが示されています。こうした人材に求められる資質や能力として、日本人としての自覚と誇り、活動の場を世界に求めようとする意欲、協働するための英語力などが挙げられますが、これらは早期からの一貫した系統的・継続的な指導などにより効果的に育成す

ることが可能です。こうしたことから、小中高一貫教育校の設置を前向きに検討すべきであると提言されています。

都立小中高一貫教育校を設置した際の教育理念としては、次代を担う児童・生徒一人一人の資質や能力を最大限に伸ばさせ、世界で活躍し、貢献できる人間を育成するとし、求められる資質や能力として、高い語学力、豊かな国際感覚、日本人としての自覚と誇りの3点を挙げています。

また、教育理念を受け、基本方針を、「高い語学力と豊かな国際感覚を育てる」、「思考力、判断力、表現力を鍛え、世界で活躍する力を育てる」など4点に整理しています。

教育課程ですが、小学校・中学校・高等学校の12年間を一体として捉え、児童・生徒の発達に応じて適切な学習内容の配置及び指導を実践する柔軟な教育課程を編成することを基本方針として、英語教育を重視すること、アクティブ・ラーニングなど、自ら考え、判断し、表現する活動を十分に取り入れることなど、4点を基本的な考え方としています。

さらに、都立小中高一貫教育校ならではの特色として、学習内容の先取り、留学等、自らの進路選択に活用できる余裕の時間の確保、早期からの英語を教科として取り入れることなどを挙げています。

都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会の最終報告の内容は以上ですが、都立小中高一貫教育校の設置場所に関しては、「中間まとめ」の公表の際、小学校第1学年から第4学年までは目黒区の旧芸術高等学校跡地、小学校第5学年・第6学年及び中学校・高等学校は、武蔵野市の都立武蔵高等学校同附属中学校としていました。しかし、小中高一貫教育を行う上で、小・中・高の全ての施設を1か所に設置した方がいいという御意見も頂き、検討した結果、物理的要件から、当初の予定場所では困難であると判断し、都立立川国際中等教育学校を設置予定場所にすることにしました。

また、これに伴い、開校予定年度を平成29年度と説明していましたが、平成34年度と改めました。

説明は以上です。

【教育長】 以上の2件について、一括して御意見、御質問を頂きたいと思います。

お願いします。

【乙武委員】 報告（２）の２ページの目標Ⅲの右側、「課題を抱える生徒の自立に向けた支援の充実」に関してです。私は、ここは大変重要であると思っておりますが、「中途退学者等への切れ目ない支援」は、私も最近、青少年の様々な犯罪などを見ても重要な点であると思っております。ちなみに、現在のところ、東京都教育委員会として、中途退学者への支援はどのようなことが行われているのでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 中途退学した生徒については、各学校でなかなか追跡できていない面がありますので、今回、この「自立支援チーム（仮称）」を入れることによって、中途退学後も、就労なり、進学なりができる体制を今後はとっていきたいと考えています。

【乙武委員】 つまり、新たに取り組んでいくというイメージでしょうか。

【教育改革推進担当部長】 はい、そうです。

【乙武委員】 中途退学者をどう扱うかは、分類として難しい部分があると感じています。つまり、一旦、学校から籍が外れてしまった生徒ですので、果たして東京都教育委員会の管轄になってくるのかどうかという議論も出てくるかと思えます。私は、これは東京都教育委員会の範ちゅうではないから支援すべきではないという意味合いでは全くなく、むしろ、逆です。管轄外だから関係ないという体制はとってほしくないという意味合いで申し上げます。

しかし、東京都教育委員会だけでどこまで対応できるかということにも疑問を感じる点で、都庁の他部署と人を出し合ってチームを結成するような横断的な取組の方が、もしかしたら効果を発揮するのではないかとことも考えました。行政は縦割りで、チームを組むことが苦手であるという言われ方をよくしますが、そういうことはなくて、管轄が微妙になってくる事柄に関してはチームを横断して対応できることを見せる意味でも、教育委員会だけではなく、他部署と連携をとりながらこの問題に取り組むという手法もあっていいのではないかと感じました。

いずれにしろ、非常に大切な問題であると思っておりますので、新たにここに着目していただき、支援していただくことは大賛成で、是非、実施していただきたいと思っております。

【地域教育支援部長】 乙武委員の今の御意見は、正にそのとおりでありまして、現在、東京都教育委員会としてどのような取組をしているかについては、3か年のモデル事業が今年度で3年目を終えるところです。都立高校の中途退学者をこれまで以上により一層減少させるために、中途退学した後は対応がなかなか難しいので、在学中から福祉や就労を専門とする機関とネットワークを構築して、モデル事業として学校に入っています。その枠組みを更に今回、説明があった「自立支援チーム（仮称）」に結び付けて、モデル事業の対象校を拡大して実施していく流れがあります。

【教育監】 さらに加えまして、東京都教育相談センターという機関がありまして、10年前に青少年リスタートプレイスというものを設置しています。これは、中途退学する際に、中途退学した後も、こういう機関に相談すると、例えば働きたいと思ったらハローワーク、もう一度高等学校に入学し直したいと思ったら、こういうところに行けば相談できるという対応をしています。要するに、中途退学したらそれきりではなく、必ずつなぎとめていくという対応をしてきましたが、そこでつながっている中途退学者とそこで切れてしまうという実態があり、今後の取組の一層の充実ということを考えています。

【乙武委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 大変分かりやすく理念を記載していただいていると思いますが、高い理想を実現しようとするほど、人間の問題がとても大事になってくると思います。特に、2ページの目標Ⅰ「知」「徳」「体」でまとめているいろいろな項目を、実際に十分に充実した形で推進していくためには、教員の高い能力が要求されるのではないかと思います。特に、新設する科目の「人間と社会」を教える教員の人間性の能力というか、表現は難しいと思いますが、ただ単に学習指導要領に書いてある内容をそのまま右から左にということではなくて、心を総動員して教えなければいけなかったり、思想や哲学が関係して来たり、いろいろと難しいと思います。そういう教員をどのように育てていくか、能力向上を図っていくかという取組についてはどうなっているのかということ伺います。

もう1点は、小中高一貫教育校の設置も大変大きな試みで、うまく実現できること

を願っていますが、各地で中高一貫教育校が設置された際に、中高一貫教育の趣旨は、例えば、中学校と高等学校でかなり重なってしまっている課程を整理できる、長期的な姿勢で教育ができるなど、いろいろと利点が言われました。しかし、現実には、受験競争といえますか、本来、中学校は義務教育ですから、選抜の在り方は公教育でいろいろ考えなければいけないところで、適性検査程度にとどめるなど、そういうことがありながら何十倍の倍率になったり、そこで過熱したり、入学した後、他校との差別化という意味で、当初の理念どおりに教育できなかつたりという事例も伺うことがあります。それが小学校まで下りてきてしまうと、小学校入学段階でどのような事態になるか、少し心配されます。希望者は全員入学させますというわけにはいかないと思います。何十倍という競争率になると思いますので、それをどうするのでしょうか。

また、若い児童ですから、様々な可能性がまだ見えていない、児童一人一人が持っている能力は、教育は本来、一人一人が持っている能力をいかに引き出して育てていくかということであって、枠にはめることではないと私は信じています。その引き出すべき能力が見えていない段階で入学してくると、例えば、報告資料（3）の2ページ、3の「（2）生徒の将来の姿」に「高い語学力を活用して世界の様々な人々と協働するとともに、論理的な思考力を用いて、諸課題を解説し、様々な分野で活躍する人材」と書いてありますが、例えば、大変斬新な画家になるかもしれない、言葉が要らない世界で自らを追究していくような人生を切り開いていくかもしれない、音楽家になる、アスリートになるということも含めて様々な可能性があると思います。正に児童・生徒の多様性をどう担保していくかについて、小中高一貫教育というと、統一規格の優秀な人間を育成するようなイメージがありますが、多様性をどう保っていくのかについては、どのようにお考えでしょうか。

【教育長】       では、まず教員の育成について、指導部長、お願いします。

【指導部長】       「人間と社会」を指導する教員の育成についてですが、宮崎委員が御指摘のとおり、高等学校の教員にとっては初めての体験です。小・中・高校で「総合的な学習の時間」が導入された場合と同様に未知の体験になります。私どもとしても、まず、平成27年度においては、各校から1名ずつ呼び、年間4回程度講習会を開

き、教科設置の趣旨や背景、進め方、あるいは、国が進めている21世紀型能力について、アクティブ・ラーニングの手法など、こうしたことを繰り返し実施しています。しかし、これだけで十分ではありませんので、今後も、この教科の趣旨が達成できるように研修を継続して充実させていきたいと考えています。

【教育長】 小中高一貫教育校について、お願いします。

【教育改革推進担当部長】 小中高一貫教育校に入学してくる児童・生徒に最も大事にしているのは英語教育ですが、それはスキルとして持ってもらいますから、英語を活用しながら、これだけ国際社会になっているので、様々な分野、おっしゃったように、画家になってもいいと思います。児童・生徒一人一人によって輝く能力が違うと思います。しかし、意思の疎通は図っていかなければいけませんので、英語を使いながら、いろいろな分野で自己実現してほしいと思います。

また、多くの児童が入学を希望するのではないかという御心配についてですが、報告資料（3）の1ページの3の「（3）小学校への入学者決定の在り方」にも記載してありますが、施設の制約等から全員入学させることは困難であろうということで、選抜による入学者決定が適当ではないかと言われていています。しかし、入学した児童が、これができないから、あれができないからではなく、きちんと学校の中で指導しながら、小中高一貫教育校で12年間学んでもらえるように、家庭と一緒に育てていくことができると考えています。

【教育長】 小中高一貫教育校につきましては、2月に都立高校改革の最終版が出ますが、その後、外部の有識者も入れて、課程等について更に内容を詰めていくことになっています。当然、宮崎委員がおっしゃったような点も焦点の一つとして議論していただき、あるべき方向を決めていきたいと考えているところです。

【宮崎委員】 私は、成功してほしいと思って申し上げますので、是非、様々な工夫を凝らしていただきたいと思います。

【遠藤委員】 小中高一貫教育校は、本当に良い試みだと思います。

しかし、1点だけ申し上げると、ひ弱な受験エリートの再生産という結果にだけはないように、しっかりと対応してください。ひ弱な受験エリートの再生産の裏にある意味はよくお分かりだと思います。私立校には多くの小中高一貫教育校がありま

すが、そこを卒業してきた生徒たちの結果を見ると、受験エリートではありますが、社会に出てから、極めてひ弱であり、耐える力がないという結果を私どもは多く経験しています。税金を使って設置されるわけですので、都立小中高一貫教育校がそうした轍<sup>てつ</sup>を踏むことだけはないように、きちんと実施していただきたいと思います。

【乙武委員】 宮崎委員と遠藤委員のそれぞれの御発言に大賛成です。そのためにも申し上げますと、都立小中高一貫教育校から卒業生が初めて出るのは10年後になりますね。ですから、ここで話しすることがどこまで生かされるか分かりませんが、例えば、毎年出される都立高校の進学実績にここは含めないというくらいの措置をとってもいいのではないかと思います。日本のどこの大学に何人入学したという範ちゅうで都立小中高一貫教育校を考えてしまうと、結局、宮崎委員がおっしゃった多様性は確保されないでしょうし、画家としての才能を持っていても、どこの大学を受験しろという指導を必ずされてしまうのが高等学校というものなので、そうした分類では捉えないという覚悟で、是非、都立小中高一貫教育校を大事に育てていただきたいと切に願っています。

【山口委員】 皆さんと大体同じ意見ですが、前提が重要であると思います。小中高一貫教育校は、私学が既に先を行っているわけで、そこになぜ東京都が設置するのかという点が、この報告には、東京都だからできる、公立だからできる小中高一貫教育校の姿が見えていないような気がしますので、今後はその点をもう少し具体的に分かるようにしていただけると、育てたい人物像も見えてくると思います。

私学に入学させる保護者は、その学校でこうした教育を受けさせたい、似たような児童・生徒が集まってくる学校で学ばせたいと考えていると思います。しかし、公立学校は、それこそ多様な児童・生徒の中で育てたいと考えます。では、都立小中高一貫教育校では何がしたいのか、何ができるのかということがもう少し理解できるように説明していただくと、何かが見えてくると思いますので、よろしく願います。

【木村委員】 諸外国との比較でばかりで恐縮ですが、日本の全体的な状況が非常に苦しくなっているのは、幼い頃に、社会のある範ちゅう、流れに所属すると、そこからなかなか抜け出せないという点だと思っています。その辺りが、他の先進諸国や

シンガポール等と違っている点です。それらの国では、社会の一つの範ちゅう、流れに所属しても、そこから、適性や好き嫌いに応じて他の進路に移れる制度が、ある程度うまく構築されています。それを、都立小中高一貫教育校を設立するに当たって、宮崎委員がおっしゃったようなことも勘案すると、過度の出入り自由はあまり良くありませんが、ほかの学校へ移ることができるシステムを公教育が備えることも一つの方法だと思います。私学ではなかなかできないのではないのでしょうか。

いずれにしても、いろいろな学校が設置されることは、子供たちの将来の進路を広げるという意味で悪くないのではないかと思います。先ほど受験エリートというお話が出ましたが、シンガポールでは、幼い頃から全ての点に優れている子供たちを特急コースに集めて教育するというをやっていました。しかし、現在では、かなり違ってきておまして、特急コースに進んでも成績が悪ければ進路を変えなければなりません。逆に、特急コースの次の段階に所属していた児童・生徒でも、成績次第で特急コースに移れるようになっていきます。そんなこともあってか、社会のダイナミズムが増して、シンガポールは、あの地域で経済的にも一人勝ち状態になっています。我が国でも、そのような方向を模索して、日本社会の苦しさも多少減るのではないかと思います。この件については国も絡みますので、東京都が発案したからといって簡単にどうこうできるものではないかとも思いますが、東京都が良いモデルを示すことは、ある程度可能ではないかと思えます。

最後に、宮崎委員の御発言にもありました「人間と社会」ですが、新しい教科になるということは教科書を作成しなければいけないわけですね。教科書は東京都が作成するのでね。

【教育改革推進担当部長】 はい。

【木村委員】 もちろん、教員の能力にもよるかもしれませんが、良い教科書ができれば、教員にそれほど特別な能力がなくても生徒をきちんと指導できると思いますので、これは相当慎重に対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【宮崎委員】 関連して申し上げます。小中高一貫教育を進めていく上で、教員免許の在り方などの課題も出てくるのではないかと思います。今は、おそらく、中学校の教員免許、高等学校の教員免許、両方を持っていると便利だという位置付けになっ

てしまうと思いますが、全く違う教育をするわけですから、小中高一貫教育免許のような新しい考え方も必要だと思いますし、その中で、学力とは何かについても、根本的な議論も必要だろうと思います。もちろん、これは緊急に実現できることではないので、時間をかけなければいけないと思います。

そうすると、教員免許の在り方などについて、例えば、東京都教育委員会から文部科学省に働き掛けていくなど、少なくとも、提案をするなどしていただきたいと思います。教育は現場が全てですので、現場からの声をいかに吸い上げて、そういうところで生かしていくかということで、その辺の制度も提案していただけないかと思っています。

【教育長】       ありがとうございます。ほかにはよろしゅうございます。

いろいろな御意見を頂きました。本件2件については、報告として承らせていただきます。

#### (4) 「東京都発達障害教育推進計画(案)」の骨子について

【教育長】       報告事項(4)「東京都発達障害教育推進計画(案)」の骨子について、特別支援教育推進担当部長、説明をお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】       「東京都発達障害教育推進計画(案)」の骨子について説明申し上げます。

報告資料(4)の1枚目を御覧ください。「I 都における発達障害教育施策等の状況」です。これまで東京都教育委員会では、平成16年度に策定した「東京都特別支援教育推進計画」及びその実現に向けた実施計画の中で、発達障害教育に関する施策を推進してきました。しかしながら、推進計画の策定後、平成17年の発達障害者支援法の施行、障害者の権利に関する条約の批准、また、平成28年4月に施行される、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定など、状況が変化しています。

また、私どもが実施した調査では、発達障害と考えられる幼児・児童・生徒は、幼稚園・保育所で約5パーセント、小学校で約6パーセント、中学校で約5パーセント、高校全体では約2パーセント在籍しているということで、ほとんどの学級、少なくとも

もほとんどの学校に在籍しているという結果でした。

このような中、公立小・中学校において、発達障害の児童・生徒が通う通級指導学級又は固定学級での指導を受けている児童・生徒の数は、この10年間で約4倍に増加しています。こうした近年の動向や都民の要望に応えるために、発達障害教育単独の計画として発達障害教育推進計画を策定したいと考えています。

「Ⅱ 『東京都発達障害教育推進計画』の枠組み」については、基本理念として、1点目に「発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を実現できるよう、適切な教育的支援を行う。」、2点目に「発達障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、共に学び合うことができるよう、通常の学級における教育的支援をはじめ、障害の状態に応じた多様な教育の場を拡充する。」と掲げています。この理念に基づき、視点①「多様な教育体制の整備」、視点②「指導内容・方法の充実」、視点③「推進体制の充実」の3点を基本に、具体的施策を体系化しています。また、本計画は、発達障害教育の充実に必要な施策を盛り込んだ今後の取組を明らかにする総合的なもので、平成28年度から32年度までの5年間で計画期間としています。

「Ⅲ 今後のスケジュール」ですが、本日、この報告後、来月25日まで、都民の意見を募るパブリック・コメントを募集し、年明けの2月に東京都発達障害教育推進計画を取りまとめて公表したいと存じます。

資料の2枚目、「主な取組の方向」を御覧ください。初めに、「Ⅰ 小・中学校における取組」です。「小学校における特別支援教室の設置促進」として、平成28年度から本格導入に向け、特別支援教室専門員の配置や臨床発達心理士等の巡回の実施並びに特別支援教室設置校への物品購入や簡易工事相当経費の補助など、特別支援教室の円滑な導入に向けて区市町村を支援してまいります。中学校における体制整備については、平成28年度から、教室の導入に向けたモデル事業を実施し、中学校における巡回指導体制の在り方の検討を行います。

また、「指導内容の充実と組織的な対応」として、学習のつまづきを把握するアセスメント方法を確立します。通常の学級で活用できるアセスメント方法を開発し、活用することによって、小・中学校における発達障害の児童・生徒の指導・支援を充実

していきます。あわせて、通常の学級における発達障害教育の充実に向けたガイドラインの作成や、大学等の研究機関と連携したソーシャルスキルトレーニングの事例集を作成し、発達障害の児童・生徒の社会性向上を図ります。

「支援の充実」として、医師やスクールソーシャルワーカー、臨床発達心理士等の外部専門家の活用について研究するとともに、特別支援学校のセンター的機能を更に活用して、区市町村教育委員会と一層連携していきたいと考えています。

「Ⅱ 高等学校における取組」についてです。「発達障害教育を行うための方策」として、高等学校においてもほとんどの学校に発達障害の生徒が在籍している現状があり、一人一人の障害の状態に応じた指導・支援を実施しにくい状況です。このため、教育課程外での特別な指導・支援についての仕組みの構築に向けて取り組みます。また、中学校において特別な指導・支援を受けていた生徒等が、高等学校においても引き続き障害の程度に応じた支援を受けられるよう、今後更に検討していきます。

「指導内容の充実と組織的な対応」として、対人関係やコミュニケーションが苦手な生徒が社会性を身に付けられる指導や、現場実習を含むキャリア教育を実施できるよう、学校設定教科・科目についての実践的な研究開発を行い、各高校に在籍する生徒の状況に応じて活用できるようにします。あわせて、大学等の連携による進学支援や企業との連携による就労支援に関する実践研究を行い、支援の在り方や他機関との連携方法等をまとめた進路指導の手引を作成し、進学・就労支援を充実していきます。

「支援の充実」として、小・中学校と同様、医師やスクールソーシャルワーカー、臨床発達心理士等の外部専門家の活用、特別支援学校のセンター的機能の活用を図っていきます。

「Ⅲ 教員の専門性向上」です。発達障害教育を推進するに当たり、特別支援教育を担う教員の更なる専門性の向上はもとより、全ての教員が発達障害の基礎的な知識及び対応力を身に付ける必要があります。そのため、「研修の充実」の主な取組として、発達障害教育を中心になって担う教員を対象に、発達障害の児童・生徒の行動特性や指導の在り方等の研修を行います。

また、都独自で実施している教師養成塾の実習等において、発達障害教育に関する講義・演習を行うことにより、塾生の理解啓発を実施していきます。

さらに、人材育成・確保策として、公募人事や異校種期限付異動の促進、指導教諭の活用なども行います。

「IV 総合支援体制の充実」です。発達障害は、早期に発見し、継続的に適切な指導・支援を行うことにより、円滑な就学や社会適応につながりやすくなることから、保護者が受け入れやすい早期発見の仕組みや発達段階において指導・支援が円滑に引き継がれる仕組み作りが重要になります。このため、継続した支援の充実として、学校間や関係機関との連携を一層強化するためにガイドラインを作成し、一貫性のある継続した支援を図っていきます。また、教育と保健・医療・福祉・労働との関係機関が協議する場を設け、更なる相互連携の在り方を検討してまいります。

最後に、発達障害の児童・生徒を適切な指導・支援につなげるためには、教員の理解にとどまらず、発達障害の児童・生徒本人やその保護者はもとより、都民全体の理解を促進していく必要があります。このため、児童・生徒や保護者をはじめ、広く都民を対象に発達障害教育に関する説明会を実施してまいります。あわせて、就学を控えた5歳児の保護者を対象とした理解促進用のパンフレットを配布し、円滑な就学と適切な指導・支援につなげていきます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 御意見、御質問をお願いします。

【遠藤委員】 実は、私ども日本学生支援機構は、11月14日に大学等高等教育機関の先生方を対象に研修を行いました。研修内容は、大学等に進学した発達障害の学生にどう対応するかという研修でした。講師は、筑波大学の教員3名で、この報告書の中にもあるように、教育関係の大学の先生との連携がありましたが、正に障害者教育のプロの方々です。昨日、11月14日の研修の報告を担当部長から聞いて気付いたことがあります。

私は東京都教育委員会の障害者への高等学校までの対応を勉強していたわけですが、東京都教育委員会が熱心に、小・中学校段階、高等学校段階までに対応すればするほど、大学等との連携による進学支援というものがあります。そうすると、進学した学生が途方に暮れるという表現がきついです。どのように対応していったら、戸惑うことが多いのです。発達障害がある生徒は高等学校で終わるわけではないので、高

等学校を卒業したからその先は知らないということではないので、大学や企業と連携して対応しているわけです。そうすると、私どもが実施している障害者支援のための高等教育機関での研修についても、東京都の特別支援学校の方や障害者教育に携わっている人たちとの連携が必要になってくるのではないかと思います。

11月14日の研修には多くの大学から300人、400人と参加しました。発達障害に対する法律ができて、大学もこうしなさいという指針が出ているとすると、それに具体的にどう対応するかノウハウがないわけです。ですから、東京都の施策を私が勉強させていただいていますが、東京都では、小・中学校段階からずっと特別支援で対応し、高等学校でもこういう形で支援しているとすると、相当のノウハウを持っていると思います。この東京都のノウハウをその先へも生かしていただきたいと思います。大学の研修をしている立場からも東京都にお願いして、連携して、私どもの研修などにも、高等学校まではこういう対応をしているということを是非サポートしていただきたいと思います。

昨日、担当者の報告を聞いて、発達障害者に対する教育は大学段階まで進んでいます。担当者には、東京都教育委員会の人とよく連携するようにと助言しておきましたので、何かありましたらよろしくお願いします。

**【特別支援教育推進担当部長】**      ありがとうございます。卒業後にもつなげていく必要があると強く思っていますので、大学とも連携させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

**【教育長】**      ほかにいかがでしょうか。

**【乙武委員】**      報告資料（4）の1枚目、Iの3に在籍状況の表が載っています。この「在籍率」の欄に注目したのですが、小学校で6.1パーセント、中学校で5パーセント、高校で2.2パーセントと減少していることを、東京都教育委員会としては、このグラフからどのように読み取っていますか。

**【特別支援教育推進担当部長】**      小学校から高等学校まで、通級指導学級や固定学級で特別な指導・支援を行うことによって、障害はずっとあるとしても、いろいろな場面に現れる多動性などの症状が徐々に、こういう場面ではこのように行動していくのだということで、見えにくくなっていくというか、適応力が付いてくることによ

て、中学校や高等学校については、発達障害とまでは言えないのではないかという認識であろうと思っています。

【乙武委員】 私は、今、部長がおっしゃった側面もあるかと思いますが、もう少し厳しい見方をしています。特に、高等学校段階が2.2パーセントというのは、やはり中途退学してしまっている生徒が非常に多いのではないかと読み取りました。

また、高等学校の全日制と定時制のパーセンテージの圧倒的な違いにも注目しました。10倍ですね。もちろん、本来は、定時制は、仕事をしたりしながらも勉強できるようにという趣旨で設けられている学校ですが、現実問題としては、学力的に難しい生徒が通われていることも多いわけで、発達障害がある生徒が、高い学力を身に付けることが非常に難しい、若しくは中途退学してしまっている生徒も多いという現状を読み取りました。

しかし、実際に発達障害は知的障害とは全く異なるわけで、学力を身に付けることに関しては、本来はハンデがないはずなのに、これだけハンデを付けられてしまっているのはどこに原因があるのかを考えると、きちんとした、彼らが、Ⅱの「基本理念」に書いてある、「発達障害の全ての児童・生徒が、その持てる力を最大限に伸ばし」てあげることができていないことを、私たちは彼らに対して申し訳なく、責任を感じる必要があるのだらうと、私はこの表から感じました。

もちろん、通級や、今度からは教員の巡回という仕組みによって、いわゆる特別な支援を行うことで、彼らが持てる能力を最大に伸ばしていくことも必要ですが、併せて、通常学級の在り方をもう一度問い直す必要があると思っています。その在り方が変わってくれば、こうした発達障害の特性がある生徒も中途退学することがないのでないかと思っています。最も怖いのは二次障害ですね。どうしてもコミュニティになじめず、排除され、自己肯定感が持てずに中途退学していく発達障害の生徒が多いので、その辺り、通常学級の在り方、一般の学校の在り方を変えていくことで、彼らをどう包摂していくのか、その辺りの視点も併せ持つ必要があるのではないかと感じました。

【特別支援教育推進担当部長】 乙武委員の御指摘はごもっともで、徐々に適応力が付いてきて減っている側面もあろうかと思いますが、都立高校にはなかなか入りにくいということで別のところに進学されることも多いのではないかということは認識

しております。ですので、まず、通常学級においては、小・中学校で、つまづきに学級担任が気付き、そこに必要な指導・支援をしていくことが重要だと思います。例えば、学習障害があるから学力が伸びないのかなど、いろいろな要因に周囲が気が付きにくいという部分もありますので、アセスメント手法をできるだけ簡易にし、全ての学級担任が対応できるようにしていく、その手法を私どもが用意して実践していきます。

さらに、通常の学級内で、その生徒にも分かるような授業指導をしていくことを小学校、中学校と積み重ねていき、こういう指導・支援があれば生徒の適応力が増し、学習もできるようになって、こうした支援があれば都立高校に進学できる生徒になるということにしていきたいと思っていますので、早い段階から丁寧に指導し、学級も変えていきたいと考えています。

【乙武委員】 よろしくをお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。——よろしゅうございますか。

それでは、本件については報告として承りました。

#### (5) 立川学園特別支援学校（仮称）の開校予定年度の変更について

【教育長】 報告事項（5）、立川学園特別支援学校（仮称）の開校予定年度の変更について、特別支援教育推進担当部長、説明をお願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 報告事項（5）、立川学園特別支援学校（仮称）の開校予定年度の変更について、報告資料（5）により説明します。

「1 立川学園特別支援学校（仮称）の概要」です。本校は平成22年11月に策定した特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、聴覚障害と知的障害の教育部門を併置する特別支援学校として開校する予定で、聴覚障害と知的障害が重複した児童・生徒に対する指導方法等に関する研究・開発校と位置付けています。

本校の設置場所は、東京都立川市にある現在の立川ろう学校の敷地内で開校を予定しており、開校予定年度は平成32年度となっています。

設置学部は、聴覚障害教育部門は、幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科・専攻

科を設置し、想定規模は43学級の190人程度。知的障害教育部門は、小学部、中学部を設置し、31学級140人程度を見込んでいます。また、整備スケジュールは、資料記載の表のとおり、本年度から基本設計等に着手する予定です。なお、第三次計画では、個々の施設整備に当たっては課題の検討等を十分に行った上で、整備手法や整備スケジュールについて必要な見直しを行うこととしています。

本校の通学区域は、聴覚障害教育部門は東京都全域を対象とし、知的障害教育部門は現在の都立武蔵台学園及び近隣の都立特別支援学校の通学区域の一部とする予定です。具体的な通学区域については、児童・生徒の在籍状況等を勘案した上で、今後設定します。

次に、本校の開設に向けた工事の概要について、資料の左下に校舎配置図を記載しております。現在の立川ろう学校の寄宿舍棟及びプール棟を解体して新校舎棟を増築するとともに、現校舎を改修し、両部門に必要な施設整備を行います。

「2 開設工事の施工上の課題」を御覧ください。開校に向けて工事に関する基礎調査等を実施したところ、幼児・児童・生徒の安全確保等の観点から、工事施工上の配慮が必要な課題が明らかになっています。これによる工期への影響が当初の想定よりも大きく、開校が最大で2年間遅れるおそれがあります。

具体的な施工上の課題として4点挙げています。まず、「①教育活動への影響に対する配慮」ですが、本校の工事では、ろう学校内において校舎を移転せずに幼児・児童・生徒がその場に居続ける状況で工事を行う「居ながら工事」を実施することから、授業に不可欠な集団補聴システムへの支障を避ける必要があります。集団補聴システムは、工事に伴い発生する振動を感知するとノイズとして拾ってしまうため、工事施工の際には、騒音・振動を最大限に抑制するほか、教育活動に影響が出ない時間帯に工事を実施するといった、工事への制限が大きくかかります。

次に、「②工事車両動線の課題」ですが、工事車両動線の詳細を決定する際、幼児・児童・生徒が安全に通学できるスペースを確保できるよう、動線を単線路としています。このため、一度敷地内に入った工事車両が敷地外に出ないと次の車両が入れないことになっていまして、重機の配置や資材・廃材の搬出入等に時間がかかり、工期の延長が必要となっています。

「③校舎の増築・改修に関する課題」ですが、知的障害教育部門の校舎となる増築棟の建築場所は、戸建住宅に隣接しており、夜間や休日の工事が難しいという制約条件があります。また、併置化に伴う児童・生徒数の増加に対応するため厨房工事を必要とします。新たな厨房は増築棟に設置することから、給食停止期間をなくすためには、既存の厨房解体工事は増築棟の完了後まで着手できず、増築棟の工期延長の影響が既存校舎の改修工事にも及びます。

「④建築基準法に基づく手続等に関する課題」ですが、本校の工事に当たっては、立川市から建築に関する計画について承認を得る必要があります。この承認を得るためには寄宿舎棟の解体に当たって建築基準法に基づく一敷地一建物の原則の例外を認める制度である一団地認定の解除手続が必要になり、そのための期間も要することになります。

こうした課題を踏まえた「Ⅲ 今後の対応」として、まず「（１）工期の短縮化に向けた取組」ですが、基礎調査等に基づいた工程を見直し、増築棟の設計業務と並行する形で、教育庁において寄宿舎棟・プール棟の解体工事を先行して実施することとし、また、一団地認定解除の手続も併せて同時並行で実施します。こうした取組によって工期を１年短縮したいと考えています。

「（２）開校予定年度の変更」ですが、施工上の課題を踏まえ、工事中の幼児・児童・生徒の安全確保及び教育活動への支障の回避という観点から、適切な工期を確保する必要があります。このため、第三次計画に基づいて整備スケジュールの見直しを行うこととし、本校の開校予定年度は平成33年度としたいと存じます。

最後に、開校年度の変更に伴う、「（３）都立知的障害特別支援学校の過密解消への影響について」ですが、現在、多摩地域では、小学部・中学部に限ると、知的障害特別支援学校５校において増築等を行い、過密解消を進めています。このうち武蔵台学園、七生特別支援学校、八王子特別支援学校の３校では、当初計画よりも22教室多く普通教室を確保することにしています。こうした教室増を活用することで、開校予定年度の変更に伴う過密解消への影響を抑制したいと考えています。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 本件について、御意見、御質問をお願いします。

【乙武委員】 配置図と配置予定図を見ると、プールがなくなってしまうように見えますが、実際には、知的校舎棟の中若しくは屋上などに設置されるのでしょうか。もし、設置されない場合は、水泳指導は行わないことになるのか、外部に連れていくことになるのでしょうか。連れていく場合、障害がない児童・生徒に比べて、ろうなり知的障害がある児童・生徒を週に何回か頻繁に郊外に連れ出すことは、かなり大変ですし、危険も伴うと思います。その辺りはいかがでしょうか。

【特別支援教育推進担当部長】 プールは、新しく建てる知的校舎棟に設置を予定しています。

【乙武委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。――よろしゅうございますか。

それでは、本件については報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

12月10日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の教育委員会定例会は、12月10日の木曜日、午前10時から教育委員会室で開催を予定しています。

以上です。

【教育長】 そのほかに何かございますか。――よろしゅうございますか。

では、これから非公開の審議に移ります。

(午前11時46分)